

午前 8 時 3 0 分から正午まで	月額 5, 5 0 0 円	日額 5 2 0 円	を
--------------------	---------------	------------	---

午前 8 時 1 5 分から午前 8 時 3 0 分まで	月額 7 0 0 円	日額 7 0 円	に
午前 8 時 3 0 分から正午まで	月額 5 , 5 0 0 円	日額 5 2 0 円	

改め、同表備考第 3 項第 3 号中「別表備考第 8 項各号」を「別表備考第 7 項各号」に改める。

「届出者 住 所
別記様式中 氏 名 を「届出者 氏 名」に改める。
電話番号」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、改正後の生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の規定により提出された様式とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。